

四国中央市児童見守りシステム整備事業公募型プロポーザルの実施について

四国中央市児童見守りシステム整備に係る契約者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 4 日

四国中央市長 大西 賢治

1 事業の概要

(1) 事業名

四国中央市児童見守りシステム整備事業

(2) 事業の目的

本事業は、児童の登下校中の安全を確保し、保護者の安心感を向上させるため、市内の小学校及び児童クラブに見守りスポット用固定基地局を設置し、児童が携行する見守り端末との通信により児童の地点通過情報を記録することで保護者が登下校等の状況を確認できるシステムを整備するものである。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 1 日（月）まで

(4) 提案上限額

15,697,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7・8 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（業務委託）を提出し、令和 8 年 8 月 24 日（月）までに入札参加有資格業者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年四国中央市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 令和 3 年 4 月 1 日から公告の日までの間に、本市と同等の規模（人口 10 万人程度を対象とする規模をいう。）の自治体に対し、同種の事業において事業者又はアプリケーションいずれかの導入実績を有する者であること。
- (8) 日本国内に当該事業のサポートができるサービス拠点を有し、問題等が発生したときは、おおむね 2 時間以内に初期対応の作業に着手できる者であること。

3 手続等

(1) 事務局

四国中央市教育委員会事務局教育部学校政策課

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号

電 話 番 号 0896-28-6136

F A X 番号 0896-28-6060

電子メールアドレス school_policy@city.shikokuchuo.ehime.jp

support00@shikokuchuo.ed.jp

(2) 企画提案実施要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和 8 年 8 月 19 日（水）午後 5 時までの期間に上記(1)の事務局にて受領又は市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書等の提出

公告の日から令和 8 年 8 月 25 日（火）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成 16 年四国中央市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に上記(1)の事務局に持参又は書留郵便の方法により提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

第 1 次審査の結果を通知した翌日から令和 8 年 9 月 18 日（金）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に上記(1)の事務局に持参の方法により提出すること。

4 選定委員会

本事業の契約者の選定に当たっては、四国中央市児童見守りシステム整備事業受託者選定委員会において、優先交渉権者等を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本事業に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な見積内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (3) プロポーザルの詳細については、企画提案実施要領によるものとする。